



11月は児童虐待防止月間です

みんなで守ろう 子どもの笑顔

問 伊奈庁舎こども課 ☎58・2111 (内線4206)

児 虐待の相談件数は毎年増加しており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況です。
もしかしたら、あなたの身の周りでも、実際に起こっていることかもしれません。

虐待を受けている子どもは、自分から「助けて」とは言えません。大人の目で気づいてあげることが必要です。
地域・社会全体で子どもたちを見守り、虐待を防止する意識を一人ひとりが持ち、行動することが大切です。

相談機関

◎伊奈庁舎こども課 こども家庭支援室
☎58 - 2111 (内線4206・4207)
午前8時30分～午後5時15分
※土・日・祝日・年末年始を除く。

◎土浦児童相談所
☎029 - 821 - 4595
午前8時30分～午後5時15分
※土・日・祝日・年末年始を除く

◎いばらき虐待ホットライン
☎0293 - 22 - 0293
※24時間受付 (年中無休)

◎児童相談所全国共通ダイヤル
いちはやく
☎189
※24時間受付 (年中無休)

【緊急の場合】
子どもがひどく殴られたり、蹴られたりしているなど、危害が加えられている場合は、すぐに警察へ**110番**通報してください。

★本年6月に改正児童虐待防止法が成立しました。親による子どもへの体罰を禁止し、児童相談所の体制強化を図るものです。より一層子どもの生命を守り、健やかに育てる環境づくりが求められます。

子育て中のお母さん、お父さんへ

虐待をしようと思えば虐待をする親はめったにいません。我が子が誕生した時の愛おしさは忘れられないものです。

しかし、子育てが思いどおりにいかないとイライラしますよね。疲れや、やるせなさで心が一杯一杯になってしまった時、心の風船が割れる前に少し空気を抜いてあげることが大切です。

あなたに相談のできる人はいますか？つらい時に手を差し伸べてくれる人はいますか？自分で息抜きできる方法がありますか？
子育ては、一人でできるものではありません。もしも身近な人に話すことに抵抗を感じる時は、市こども課こども家庭支援室などの相談機関をご利用ください。

地域の方へ

「親が怒鳴っている」「子どもの泣き声がかきこえる」「子どもが外に出されている」など、家庭の異変に一番気づけるのは近所の大人です。虐待を受けている

と思われる子どもを発見した場合は、市こども課こども家庭支援室または児童相談所に通告することが義務付けられています。虐待という確証がなくても連絡・通告してください。情報が間違っていたとしても責められることはありません。
「虐待かもしれない」と思ったら、できるだけ早く相談機関に連絡してください。

通報いただいた場合、その方の秘密は守られますので、ご安心ください。ご相談は匿名でも結構です。一人で悩まずに気軽ににご相談ください。

子ども本人からの相談も受けています。みなさんを安全にサポートしますので、勇気を出して相談してください。